

現代ロシアの国家観に 関する予備的検討

「国家—文明(государство-цивилизация)」概念を
めぐって

竹内 大樹

Oki Takeuchi

2026.03

ROLES REPORT No.61

現代ロシアの国家観に関する予備的検討

「国家—文明(государство-цивилизация)」概念をめぐって

竹内 大樹

Oki Takeuchi

2026.03

発行所： 東京大学先端科学技術研究センター
創発戦略研究オープンラボ (ROLES)
〒153-8904 東京都目黒区駒場 4-6-1

電話： 03-5452-5462

Web サイト： <https://roles.rcast.u-tokyo.ac.jp/>

はじめに

2023年3月31日、「ロシア連邦の対外政策のコンセプト（以下、「2023年対外政策コンセプト」）」が、大統領令¹により承認された。ウプサラ大学ロシア・ユーラシア研究所のシニア・フェローであるイーゴリ・トルバコフによれば、同文書は「ロシアの文明的固有性を国家の最高公式レベルで初めて宣言したもの²」と位置づけられるという。実際、第1章「総則」第4項には、ロシアを固有の「国家—文明(государство-цивилизация)」として規定し、「ルースキー・ミール(русский мир)」という文化・文明的共同体(культурно-цивилизационная общность)を構成するロシア民族と諸民族の結合を強調する記述がみられる。

このような国家観の転換について、トルバコフは、ロシアによるウクライナ侵攻とそれに対する西側諸国の対応を契機として、ロシアが急進的な「文明論的再定位」を遂げたと指摘する。さらに彼は、クレムリンによるウクライナへの民族主義的執着心に突き動かされた軍事行動それ自体が、ポスト帝国期ロシアにおける深刻なアイデンティティ危機の表出であると論じている。

トルバコフによれば、ソ連解体から30年以上が経過した現在に至っても、ロシアは依然として複数の根本的問題を解決できていない。具体的には、①ロシアの政治的ネイションの境界はどこに引かれるのか、②ロシア人(Russians)³は民主的な政治体制を構築しうるのか、③ロシアは憲法上規定された連邦国家なのか、それとも準帝國的実体なのか、④ロシアの歴史的発展の究極的目的はいかなるものなのか、という点である。ロシア指導部は、「独自の文明」や「特別な道」といった観念を提示することで、「西側」は末期的な衰退過程にあり、もはや先行モデルたりえないと主張することで、こうした現実の問題を意図的に曖昧にしているという。

もっとも、ロシアによるウクライナ侵攻および西側諸国の対応を、「文明論的再定位」の直接的な引き金とみなす見解については、筆者は賛同しない。他方で、同再定位を、ソ連解体後のロシアにおける国家建設、すなわち国民国家(nation-state)としての形成の困難と結びつけるトルバコフの問題意識は、現代ロシアのナショナル・アイデンティティを理解する上で重要な示唆を与えている。

その後、2025年11月25日には、「2036年までのロシア連邦の国家民族政策の戦略（以下、「2025年国家民族政策戦略」）」が、大統領令⁴により承認された。

※ 本研究は、JSPS 科研費 25K21465 の助成を受けたものである。

※ 本稿は、著者が2024年1月に神戸大学へ提出した博士論文「ロシアにおける『国民』形成と『言語権』保障」の一部を抜粋・改稿し、大幅な加筆・修正を行ったものである。

¹ Указ Президента РФ от 31.03.2023 N 229 "Об утверждении Концепции внешней политики Российской Федерации"

² Igor Torbakov, *The "Special Path" of Russian State-Civilization: The Genealogy of Vladimir Putin's Geopolitical Metaphor*, The Russia Program at GW Online Papers, no. 9 (October 2023), George Washington University. https://therussiaiprogram.org/onlinepaper_9. Accessed February 13, 2026.

³ ロシア民族(русский)を指すのか、あるいはロシア国民(Россиянин)なのか、文脈上ははっきりしないため、あえて「ロシア人」と訳出した。

⁴ Указ Президента РФ от 25.11.2025 N 858 "О Стратегии государственной национальной политики Российской Федерации на период до 2036 года"

第2章「ロシア連邦における民族間関係の現状」では、国家の民族政策が、ロシアを独自の「国家—文明」として捉える歴史的経験に基づくものであることが明記されるとともに、「ロシア国家(российское государство)の歴史的領域」における、国家を形成する民族(государствообразующий народ)としてのロシア民族(русский народ)⁵の統合的役割が強調されている。また、現代ロシア社会は、ロシア語およびロシア民族文化(русская культура)を基軸とする「共通の文化的(文明的)コード」によって結び付けられているとされる。なお、「ロシアの歴史的領域」が具体的にどの地域を指すのかは文書上明示されていないが、「2023年対外政策コンセプト」において「ルースキー・ミール」が文化・文明的共同体として定義されていることを踏まえると、少なくともウクライナやベラルーシを含む地域が念頭に置かれている可能性は否定できない⁶。

注目すべきは、同戦略では、「国家を形成する民族」がロシア民族であることが明確に言語化されている点である。従来の「2012年国家民族政策戦略⁷」では、連邦憲法との関係を考慮し、「諸民族の結合体として形成されたロシア国家の国家構造を形成する核心」といった比較的抑制的な表現が用いられていた。また、2020年の連邦憲法修正により「国家を形成する民族」という用語自体は連邦憲法68条1項に導入されたが、そこではそれがロシア民族であることは明示されていなかった⁸。これに対し、2025年国家民族政策戦略では、その主体がロシア民族であることが明確に示されており、この点は、近年のロシアの国家観および国民統合理念の変容を考察する上で、重要な示唆を与えるものといえよう。

本稿は、以上の問題意識を踏まえ、ロシアが近年公式に喧伝している国家観である「国家—文明」概念を対象として、その思想的背景ならびに国民統合理念および政策的含意との関係を明らかにすることを目的とする、一連の研究の序論に位置づけられる。

1. ソ連解体後のロシアにおける国家観

ソ連解体後30年以上が経過した現在においても、ロシアにおける国家建設は、一定の方向性をもって完結したものとして把握することは困難である。連邦国家としての制度設計、国民統合理念、民族・言語政策のあり方、さらには「ロシアとは何か」という根源的な問いをめぐって、ロシアは一貫した回答を提示し

⁵ 「ルースキー(русский)」概念の多義性については、本稿2-6で触れる。

⁶ これは、2012年以降の国籍政策の変遷に如実に現れている。拙稿「ロシアによる『在外同胞』支援とウクライナ侵攻」『社会体制と法』20号(2023年)20-40頁を参照。

⁷ Указ Президента РФ от 19.12.2012 N 1666 "О Стратегии государственной национальной политики Российской Федерации на период до 2025 года"

⁸ 修正前の連邦憲法68条1項では「ロシア連邦全土における国家語は、ロシア語である」と規定され、ロシア語の連邦国家語としての地位が簡潔に表現されるに留まっていた。しかし、修正後の連邦憲法68条1項では「ロシア連邦全土における国家語は、ロシア連邦の同権の多民族的同盟(многонациональный союз равноправных народов Российской Федерации)に加入する、国家を形成する民族の言語(язык государствообразующего народа)であるロシア語である」と定められており、ロシア語は「連邦国家語」に加えて、「国家を形成する民族の言語」としても規定されている。

得てこなかった。もっとも、国家建設は本来的に一朝一夕に完遂しうるものではなく、いずれの国家においても不断に再構築される動的な過程である。その意味で、ソ連解体後のロシアにおける国家建設を検討するにあたっては、国家像や国民統合理念をめぐる国家観の変容に着目することが重要となる。

1-1. ジェラード・トール (Gerard Toal) による研究：国際関係論・地政学

これらに関する先行研究のうち、国際関係論や地政学の観点から分析したものとして、ジェラード・トール(Gerard Toal)による研究⁹を挙げることができる。トールは、ソ連解体後のロシアにおいて見られた国家観を、「西欧化するロシア(Westernizing Russia)」、「帝國的ロシア(Imperial Russia)」、「強力なロシア(Strong Russia)」の三つに分類している¹⁰。

第一に、「西欧化するロシア」とは、ロシアを永続的な国境を有する近代的な多民族連邦国家として捉える国家観である。この立場では、多元主義的な文化的アイデンティティが肯定され、ロシアは国際経済およびリベラルな国際秩序への統合を通じて繁栄すべき国家と位置づけられる。ソ連解体は、民主主義的なロシアを建設する契機として概ね肯定的に評価され、旧ソ連諸国に居住するロシア語系住民についても、居住国の社会への統合が促進されるべきものとされた。旧ソ連諸国の独立は原則として承認され、ウクライナも独立した主権国家として認識される一方で、それらの「民族化(nationalizing)¹¹」傾向には否定的である。西側諸国との関係においては、友好的かつ多面的な協力姿勢が志向される。

第二に、「帝國的ロシア」は、ロシアをユーラシア地域における偉大な帝國的文明の中核として位置づける国家観である。この立場では、ロシア民族および正教、ロシア民族文化(русская культура)が文明の核心に据えられ、ソ連解体は帝国の喪失としてトラウマ的に捉えられる。ロシア民族や同胞が居住する旧領土は、ロシアに「戻るべき」存在とされ、新たに画定された国境は人工的かつ不正義なもの、すなわち修正されるべき対象とみなされる。旧ソ連諸国の独立した政治や国家方針に対しては敵対的な態度が取られ、とりわけウクライナは「人工国家」あるいは「ツギハギ国家」として、その民族や領土の正統性自体が否定される傾向が強い。また、西側諸国、とりわけアメリカに対しては明確に敵対的である一方で、ヨーロッパ諸国との関係は必ずしも一様ではない。

第三に、「強力なロシア」は、ロシアをユーラシア地域における「大国(держава)」として再確立することを目標とする、より実利主義的な国家観である。この立場では、名目上は多元主義が承認されるものの、イスラーム原理主義などは新たな脅威として位置づけられる。ソ連解体については、ソ連が抱えていた構造的弱点を認めつつも、超大国としての地位を失ったことへの後悔が強調される。旧ソ連諸国との関係では、形式的な独立を容認しつつも、二重国籍や共通の地政学的空間を通じて、ロシアの勢力圏(Russian sphere of influence)を再構築しようとする姿勢が特徴的である。ソ連解体後に出現した新たな国境は現実として受け

⁹ Gerard Toal, *Near Abroad: Putin, the West and the Contest over Ukraine and the Caucasus*, Oxford University Press, 2017.

¹⁰ *Ibid.*, pp. 69-87.

¹¹ Rogers Brubaker, *Nationalism reframed: Nationhood and the national question in the New Europe*, Cambridge university press, 1996, pp.63-66.

入れられるべきものとされるが、それはあくまで国家安全保障と国力強化という観点からの実利的判断に基づくものである。ウクライナは、ロシアにとって国家安全保障上極めて重要な「仲間のスラヴ国家」と位置づけられ、西側諸国に対しては懐疑的かつ選択的な協力関係が模索される。

トールは、本書が刊行された 2017 年時点では、ロシアはこれら三つの国家観のうち、「強力なロシア」モデルを事実上採用していると主張していた。すなわち、ロシアは帝國的な領土回復志向を全面的に前景化させることなく、現存する国境を一定程度受容しつつ、国家安全保障と国力の回復を最優先する実利主義的路線を選択している、という理解である。

しかしながら、2010 年代後半以降のロシア公式言説や政策動向を踏まえると、ロシアの国家観をこの「強力なロシア」モデルのみに還元して捉えることには慎重であるべきであろう。とりわけ、ロシアを単なる大国としてではなく、固有の歴史的・文化的共同体として位置づける言説が前景化している点は、トールの整理では十分に説明されていない。

1-2. パル・コルステ (Pål Kolstø) による研究：ナショナリズム論・ロシア地域研究

他方で、ナショナリズム論、地域研究の観点から分析したものととして、パル・コルステ (Pål Kolstø) による研究¹²を挙げることができる。コルステは、90 年代以降にロシアで生じたナショナリズムを、「国家または民族のどちらにより強い帰属意識を持つか」と「ソ連解体当時の国境線を尊重するかどうか」という二つの観点から、四類型に分類している¹³。

領域的帰属 (Territorial orientation)	主に国家主義的 (Primarily statist)	主に民族主義的 (Primarily ethnic)
「帝国」志向 (“Empire” oriented)	帝国救済型ナショナリズム ム (empire-saving)	至上主義的ナショナリズム ム (supremacist)
「中心」志向 (“Core” oriented)	ロシア連邦ナショナリズム ム (Russian Federation)	民族中心ナショナリズム (ethnic core)

(Kolstø 2022, p.117 の表を邦訳の上、引用した。)

¹² Pål Kolstø, 'Strategic Uses of Nationalism and Ethnic Conflict: Interest and Identity in Russia and the Post-Soviet Space. — Edinburgh: Edinburgh University Press, 2022.

¹³ Ibid., pp. 113-118.

第一に、「帝国救済型ナショナリズム」はソ連の復活を求める点で「帝国」志向ではあるが、同時にその多民族性—「諸民族の平等」—を強調するものである。第二に、「至上主義的ナショナリズム」も拡張主義的スタンスをとる一方で、ロシア民族—大ロシア民族—の優越性を訴える点で、「帝国救済型ナショナリズム」とは異なる。しかし、「民族中心ナショナリズム」のように、ロシア民族以外の諸民族を一律に排除することを主張するものではない。第三に、「ロシア連邦ナショナリズム」は、ソ連解体当時の国境線を尊重しつつ、その中で「主権者=多民族からなる人民」を形成していこうとするものである。第四に、「民族中心ナショナリズム」は、ロシア民族以外の排除を主張する排外的ナショナリズムである。

コルステは、2000年代以降のロシアにおいて、国家観が国家主義的統合モデルから民族主義的要素をより前景化させる方向へと変化し、同時に「帝国」的拡張を志向する国家像から「中心」を重視する国家像へと移行しつつあると論じている。

しかし、ロシアを単なる「中心国家」としてではなく、超領域的な歴史的・文化的共同体の担い手として位置づける言説が前景化している点、そして昨今の情勢を踏まえるならば、この整理のみでは近年の国家観の変容を十分に説明しきれない側面が残されている。

1-3. 国民統合政策の変容

以上で見たように、ソ連解体後のロシアにおいては、「西欧化」「帝国」「大国」といった異なる国家観や、複数のナショナリズムが並存してきた。もっとも、これらの国家観やナショナリズムは、単なる理念や言説として存在するにとどまらず、国民の範囲や統合のあり方をめぐる具体的な政策選択を通じて実践化されてきた。そこで次に、ソ連解体後のロシアにおける国民統合政策の変容について概観する。

ソ連解体を経て、ロシアは主権国家としての新たなナショナル・アイデンティティの確立という大きな試練に直面することになった。こうした課題は、大きく分けて、「誰をロシア国民とするのか」という国民の形式的要件と、「どのようにロシア国民を統合するのか」という国民の実質的要件の二つの側面から捉えることができる。

第一は、「誰をロシア国民とするか？」という国民の形式的要件である。ペレストロイカ期以降「民族化」しつつあった民族共和国では、当時、現地に残留することを決めたソ連時代の移住者の処遇が問題となっていた。特に、ソ連時代に多くの移住者を受け入れてきたエストニアとラトヴィアは、ソ連解体に先行して1991年に相次いで独立回復を達成した後、彼らに対して自動的に国籍を付与しなかったため、多くの「無国籍者」を生んだ。このような状況を踏まえて、ロシアでは、「在外同胞(соотечественники за рубежом)の保護」を訴える声が高まっていた。その一方で、「在外同胞」の定義は、1999年に至るまで明確ではなかった。

第二は、「どのようにロシア国民を統合するか？」という国民の実質的要件である。

ロシアは、国民の多民族性はさることながら、領土内に「州」「地方」などの民族的ファクターと関係が

ない領土体に加えて、「共和国」「自治州」「自治管区」など、主要な非ロシア系諸民族の名称を冠した民族自治地域を包含している¹⁴。1988年11月16日の「エストニア共和国主権宣言」を皮切りに、ペレストロイカ期には、共和国法のソ連法に対する優位を謳った「主権宣言」が、それぞれのソ連構成共和国から出された。ロシアも1990年6月12日に「主権宣言」を行ったが、他のソ連構成諸国とは異なり、抽象的に「諸民族の自決権」を宣言するに留まり、主権の担い手も「多民族からなる人民(многонациональный народ)」と定めていた。すなわち、ロシアの主権宣言では、ロシア内部に存在する様々な非ロシア系自治共和国や自治州の離反を阻止するべく、「国内で圧倒的多数を占めるロシア民族の自決権」というロジックは、あえて採用されなかった¹⁵。

その一方で、「主権宣言」はロシア内部の非ロシア系自治共和国や自治州にまで波及し、そこでは、それらの法が連邦法に優位することが謳われていた。これらの動きは、連邦制の枠内における権限配分の不明確さと相まって、ロシア連邦の領域的一体性そのものを揺るがす事態を招いた。さらに、チェチェン・イングーシ共和国とタタルスタン共和国は、ロシア連邦指導部に対してあからさまな離反傾向を示すようになり、特に前者は分離独立を声高に主張するなど、急進化していた。

このように、ソ連解体後のロシアの課題は、近い外国(ближнее зарубежье)において高まる「民族主義化するナショナリズム」からの「在外同胞」の保護を念頭に置きながら国民の範囲を確定する一方で、同時に国内の「多民族からなる人民」を統合しうる理念を構築することであった。以下では、ソ連解体後の国民統合政策の変容を、国民形成の射程および統合理念の変化に着目しつつ、四つの時期に区分して簡潔に叙述する。

第一に、1991年から1993年までは、当時の外相コズィレフによる西側協調路線の方針に加え、深刻な経済的苦境もあり、旧ソ連諸国に居住する「在外同胞」の保護には消極的であった。この時期には、ソ連解体後の国境線を遵守し、その枠内で国民形成を行うことが目指されていた。

第二に、1993年から2002年までは、ラトヴィアおよびエストニアで発生した「無国籍者」問題に対処する必要性から、「在外同胞」の保護が次第に主張されるようになった。これに伴い、1993年の1991年国籍法改正を経て、全ての旧ソ連国民を対象とする「登録」手続による、いわば「事実上の二重国籍」が導入された。その後、1999年に在外同胞支援法が制定され、外国の国籍を自発的に取得した者を除く全ての旧ソ連国民をロシア国民として「認定」することが定められた¹⁶。その一方で、当時の連邦大統領であったエリツィンは、国籍条項が国籍法の規定と矛盾することを理由に、同法案への署名を一時拒否していた。エリツィンは、ソ連解体後の国境内部に限定して国民形成を行う立場を基本としつつ、1994年の大統領教書演説

¹⁴ 2026年3月時点で、「不法占拠状態」のものを含めて89の連邦構成主体が存在する。

内訳は、共和国(24[21])、州(48[46])、地方(9)、連邦的意義を有する市(3[2])、自治州(1)、自治管区(4)となっている。

¹⁵ 渋谷謙次郎は、「ロシア民族の自決権」が採用されなかった理由につき、「ロシア内部に存在する様々な非ロシア系自治共和国や自治州などの離反を招く恐れ」が危惧されていたことを指摘している(渋谷謙次郎「現代ロシアの国家統一と民族関係立法(二)」神戸法学雑誌53巻1号(2003年)73頁)。

¹⁶ 90年代初頭の国籍政策の流れについては、長島徹「ソ連国籍はロシアに承継されるのか—90年代後半のロシアにおける国籍をめぐる議論と、その影響—」『ロシア・東欧研究』49号(2020年)106-125頁が詳しい。

における「市民権の共有(согражданство)」という表現に見られるように、ロシアの多民族性や諸民族平等に配慮しつつ、ロシア連邦という主権国家に帰属する主体としての「ロシア国民(Россияне)」を創出しようとしていた。この時期においては、国民の拡張と主権国家としての一体性との間に、一定の緊張関係が維持されていたと評価できる。

第三に、2002年から2012年までは、「大国としてのロシアの復活」を掲げて連邦大統領に就任した、プーチンの下で制定された2002年国籍法にも反映されているように、国民形成は原則としてソ連解体後の国境内部で行われていた。しかし、2002年以降のアプハジアおよび南オセチアにおけるロシア連邦パスポートの頒布に見られるように、隣国に政治的圧力を加えるという戦略的意図の下で、国境を越えたロシア国民の拡大が継続された。これは、全ての旧ソ連国民を対象とした1990年代の政策とは性質を異にするものである。他方で、2000年以降、国内では徹底した中央集権化が進められ、中央—地方関係の遠心化には終止符が打たれた。この時期においては、国内統治の集権化と、国外における国民拡張政策とが並行して進行し、国民統合政策は次第に国家安全保障および地政学的戦略と結びついていった。

同時に、1990年代前半に高揚した非ロシア系諸民族の民族主義は次第に沈静化し、それに代わってロシア民族主義が台頭するようになった。当初、連邦政府はロシア民族主義の動向に大きな関心を払っていなかったが、2010年以降、反政府運動と結びつくようになると、ロシア民族主義団体を過激主義団体として認定し、弾圧するようになる。しかし、ロシア民族主義は既に大衆的支持を獲得していたため、連邦政府は「ロシア民族のためのロシア(Россия для русских)」というスローガンに見られる要求に一定の譲歩を示しつつ、多民族国家ロシアの国民統合を進めるといふ、選別的な対応を取るようになった。すなわち、ロシア民族主義は、抑圧の対象であると同時に、体制によって管理・動員される統合資源ともなっていた¹⁷。

以上のような政策的・理念的変遷を踏まえると、第四に、2012年以降は、「文明ナショナリズム(цивилизационный национализм)」がロシアの国家観および国民統合理念の中核を占めるようになった時期として位置づけることができる。後ほど詳しく触れるが、「文明ナショナリズム」は2012年以降ロシアの国家観として前景化している「国家—文明」概念の基礎部分を占めている。この枠組みにおいて、「我々」と「他者」の境界は、ロシア語を含むロシア民族文化を歴史的に受け入れてきたかどうかという点に求められる。すなわち、ロシア連邦内部の少数民族は、「歴史的にロシアに居住し、ロシア語およびロシア民族文化を受容してきた」ことを理由として包摂される。同様に、国外の諸民族を包摂する場合にも、「ロシア語およびロシア民族文化に基づく文明アイデンティティを歴史的に受け入れてきたかどうか」という基準が適用されることになる。

この傾向は、2010年の在外同胞支援法改正以降、中央アジア諸民族を「在外同胞」概念から排除しようとする動きや、2014年以降の一連の国籍法改正の過程において、ウクライナ民族およびベラルーシ民族を

¹⁷ Helge Blakkisrud., "Blurring the boundary between civic and ethnic: The Kremlin's new approach to national identity under Putin's third term.", *The New Russian Nationalism: Imperialism, Ethnicity and Authoritarianism 2000–2015*, Edinburgh University Press, 2016, pp.251–254.

明確に優遇する方針が採られてきた点にも表れている¹⁸。2012年以降、ロシアの内外で「ロシア民族の統合的地位」が声高に喧伝されているが、国内に向けては、非ロシア系諸民族の排除ではなくそれらの文化的な同化が志向され、国外に向けては、いわゆる「ルースキー・ミール」の再統合が主張されている。

1-4. 小括

本章では、ソ連解体後のロシアにおける国家観および国民統合理念の変遷について、先行研究の整理と国民統合政策の展開という二つの側面から検討を行った。

まず、国際関係論・地政学の観点からロシアの国家観を分析したトールの研究は、ソ連解体後のロシアにおいて、「西欧化するロシア」「帝國的ロシア」「強力なロシア」という複数の国家像が併存し、時期や状況に応じて競合してきたことを明らかにしている。他方で、ナショナリズム論・地域研究の立場から分析を行ったコルステの類型論は、ロシアのナショナリズムが、国家主義と民族主義、帝国志向と中心志向という二つの軸の交錯の中で多様な形態をとってきたことを示している。これらの先行研究は、ソ連解体後のロシアにおける国家観やナショナリズムが、単線的に発展してきたのではなく、複数の想像力が重層的に存在してきたことを共通して示唆している。

次に、国民統合政策の変容を、「国民の形式的要件」と「国民の実質的要件」という二つの観点から整理した。その結果、1990年代初頭には、ソ連解体後の国境線を前提とした市民的国民形成が志向されていたものの、1990年代後半以降は、「在外同胞」概念を通じた国民の拡張が徐々に進められ、さらに2000年代以降には、国家安全保障や勢力圏の維持・再構築と結びついた選別的な国民拡張が行われてきたことが確認された。同時に、国内においては中央集権化が進展し、ロシア民族主義を管理・動員する形で、多民族国家ロシアの国民統合が再編されていった。

これらの動向を総合すると、2012年以降に前景化した「文明ナショナリズム」および「国家—文明」概念は、突如として出現したものではなく、ソ連解体後に未解決のまま累積してきた国家建設の困難、ナショナル・アイデンティティの揺らぎ、そして国民統合理念の不安定性に対する一つの包括的応答として位置づけることができる。すなわち、「国家—文明」は、政治的ネイションの形成という課題を、文明的帰属という別の基準へと置き換えることによって、国内外における包摂と排除の枠組みを再編成する国家観であると言えよう。

¹⁸ 2010年以降の国籍法・在外同胞支援法の流れについては、前掲拙稿（2023年）を参照。

2. 「国家—文明」概念に関する予備的検討

前章では、ソ連解体後のロシアにおける国家観および国民統合理念の変遷について、先行研究の整理と国民統合政策の展開を通じて検討した。その結果、ロシアにおける国家建設は、政治的ネイションの形成という課題を十分に達成しないまま推移し、ナショナル・アイデンティティおよび国民統合の原理をめぐる不確実性が累積してきたことが明らかとなった。

こうした状況の中で、2012年以降、ロシアの公式言説において前景化してきたのが、「国家—文明」という国家観である。この概念は、ロシアを近代的国民国家として把握する枠組みとは異なり、歴史的・文化的連続性を有する独自の文明的共同体として捉えることによって、国家の正統性、国民統合の基準、さらには対外的自己規定を再構成しようとする試みである。

もっとも、「国家—文明」は、それ自体が体系的に定式化された理論的概念というよりも、特定の政治的・歴史的文脈の中で形成され、政策言説や公式文書を通じて次第に用語として定着してきた実践的概念である。とりわけ注目すべきは、後で述べるように、この概念が、ロシアを多民族的・超領域的な政治共同体として把握する国家観と、ロシア民族を国家形成の中核に位置づけようとする国家観との緊張関係の中で形成された点である。

本章では、「国家—文明」概念を、これら相異なる国家観のいずれかに単純に還元するのではなく、文明という上位の語彙を通じてそれらを調停・再構成しようとする試みとして捉える。その上で、この概念がいかなる問題意識の下で登場し、どのような言説的・思想的条件のもとで形成され、国民国家モデルに代わる国民統合原理としていかなる機能と限界を有しているのかを検討することを本章の目的とする。

以下では、まず2012年のプーチン論文「ロシア：民族問題」を起点として、「国家—文明」概念が、移民流入や民族間緊張、理念的空白といったポスト・ソヴィエト時代に累積した統合危機に対する応答として、いかなる政治的問題意識の下で提示されたのかを確認する(2-1)。次に、この概念が突如として出現したのではなく、国家の正統性および統合原理を制度的・市民的基盤から文化的・文明的特質へと結び付け直そうとする言説的傾向の延長線上に位置づけられることを、「主権民主主義」論の変容過程を通じて跡づける(2-2)。

その上で、「文明ナショナリズム」の定義および「文明」概念の可塑性に着目しつつ、「国家—文明」が国民国家モデルに代わる統合原理として、いかなる機能を担うのか、また同時にいかなる境界拡張の潜在力を内包しているのかを整理する(2-3)。さらに、同概念が前景化する社会的・政治的条件を、ソ連解体後に累積した諸緊張の過程として位置づけ(2-4)、「民族主義的国家観」と「帝国主義的国家観」との緊張を、「文明」という上位の語彙を媒介として調停しようとする概念装置としての性格を、先行研究に即して明らかにする(2-5)。最後に、以上の二つの国家観がいかなる形で接合されているのかを、近年の言説および思

想潮流に関する予備的検討として提示し（2-6）、本研究全体の分析枠組みの足場を与える。

2-1. 文書における初出：「ロシア：民族問題（Россия：национальный вопрос）」（2012年）

2012年大統領選を前にプーチンが「独立新聞(независимая газета)」上に発表した論文「ロシア：民族問題¹⁹⁾」は、ロシアの民族政策における重要な転換点と位置づけられる。プーチンは、民族・宗教間対立の要因を移民流入による「民族大移動」に求め、西欧流「多文化主義」は同化や適応を拒否することで社会統合に失敗し、排外主義を助長すると批判した。この批判は、彼が「もっぱら民族的アイデンティティに基づき歴史的に形成された国家」といった否定的ニュアンスを込めて定義する「国民国家モデル」の危機認識に立脚しており、プーチンはロシアをその対極に位置づける。

プーチンによれば、ロシアは「民族国家(этническое государство)」でも「人種のるつぼ」でもなく、何世紀にもわたり独自の発展を遂げてきた多民族国家である。さらにイワン・イリイン(Иван Ильин)の思想を援用し、ロシアにはロシア民族文化を核とする唯一無二の文明が歴史的に形成されてきたとして、ロシアを「国家—文明」と規定する。ロシア民族は、この「国家—文明」に非ロシア系諸民族を包摂する歴史的使命を負う「国家を形成する民族」であり、文明アイデンティティは民族帰属を超えて共有されてきたとされる。この枠組みでは、ロシア国内の非ロシア系諸民族は、排除すべき「他者」ではなく、長い歴史の中で文明アイデンティティを共有するに至った「我々」と位置づけられる。

こうした構想は、90年代に猛威を振るった、分離主義再燃を防ぐ予防策として一定の合理性を有する一方で、ロシア民族文化を統合の基軸に据えることによって、少数派の文化的差異の主張を相対化し、周縁化する危険も孕んでいる²⁰⁾。この点で、本路線は、少数派民族の文化的独自性を制度的に承認することを前提としていた、ワレリー・ティシュコフ(Валерий Тишков)が唱導していた「市民的ロシア・ネイション」論²¹⁾とは明確に異なる。

エミール・パイン(Эмиль Паин)による²²⁾と、このようなプーチンの国家観は、社会の下層から噴出する、排外的で硬直したロシア民族主義(「下からの硬直的ナショナリズム」)に対抗するための「上からの穏健なナショナリズム」として理解されるべきであるという。すなわち、プーチンは、急進的で排外的な民族主義が政治的に自律化することを防ぐために、それを包摂・制御しうる穏健なナショナリズムを、国家の側から提示しようとしているのだという。

パインは、このような上からのナショナリズムを「文明ナショナリズム(цивилизационный национализм)」と呼ぶ。それは、人類が理由の定かでないまま、自律的な文明単位へと分割されており、

¹⁹⁾ Путин В. В. Россия: национальный вопрос [Электронный ресурс] // Независимая газета. — 23.01.2012. — URL: https://www.ng.ru/politics/2012-01-23/1_national.html (дата обращения: 13.02.2026).

²⁰⁾ Неменский О. Наследие и выбор // Вопросы национализма. — 2012. — № 1 (9). — С. 17–21.

²¹⁾ Valery A. Tishkov, *Ethnicity, Nationalism and Conflict in and After the Soviet Union: The Mind Aflame*, Sage Publications, 1997.

²²⁾ Паин Э. А. Цивилизационный национализм: Таков ответ премьера на национальный вопрос в России [Электронный ресурс] // Новая газета. — 1.02.2012. — URL: <https://novayagazeta.ru/articles/2012/01/31/47992-tsvivilizatsionnyy-natsionalizm/> (дата обращения: 13.02.2026).

それぞれが変化しにくい精神的特性、すなわち「文化コード(культурный код)」によって規定されているとする前提に立つイデオロギーである。この枠組みにおいて、「国家—文明」としてのロシアは、国民国家や市民的ネーションとは異なる次元の、歴史的・文化的共同体として構想される。

もっとも、パインが強調するように、この文明観は、厳密な学術的理論に裏打ちされたものというよりも、象徴的かつ神秘主義的な言説構成に強く依拠している。ユングの集合的無意識論などの学説が部分的に参照されることはあるものの、それらは理論的枠組みとして体系的に用いられているわけではなく、むしろアレクサンドル・ドゥーギン(Александр Дугин)、アレクサンドル・プロハーノフ(Александр Проханов)、ウラジスラフ・スルコフ(Владислав Сурков)といった、学界の外部に位置する言説主体によって展開されてきた観念が重要な役割を果たしているとされる。

そしてパインによれば、こうした言説において「特別な文明(особая цивилизация)」という語が用いられる場合、その機能は一貫しているという。すなわち、それは、ロシアが西欧型の自由民主主義国家として発展する可能性を相対化し、ロシアにおける本格的な民主主義的発展の不可能性を示すための論拠として動員されているのである。この意味で、2012年のプーチン論文における「国家—文明」概念は、国内統合のための実践的枠組みであると同時に、ロシアの政治体制の固有性を正当化する文明論的言説の一環として位置づけることができる。

2-2. 「主権民主主義」論 (2006—2007年) — 「国家主権」から「文明論」へ

「国家—文明」概念は、2012年のプーチン論文において明確な形をとるに至ったが、その言説的前提は、それ以前のロシア公式言説の中ですでに部分的に形成されていた。とりわけ、国家の正統性を西欧流の民主主義や市民的原理ではなく、国家主権や歴史的特質に結びつけて説明しようとする試みは、いわゆる「主権民主主義」論で顕著に表れている。

「主権民主主義」論は、ソ連解体後のロシアにおけるナショナル・アイデンティティの欠如による混乱—ワレリー・ゾリキン(Валерий Зорькин)連邦憲法裁判所長官の言葉を借りれば、「ロシア連邦憲法が機能してきたこの13年間の最も大きく現実的な脅威は、国家の崩壊であった²³⁾」—を收拾させるべく、2005年、当時の大統領府副長官であったウラジスラフ・スルコフによって考案された²⁴⁾。袴田茂樹によると、「主権民主主義」論は、旧ソ連諸国で多発した「カラー革命」をアメリカの干渉と疑ったロシアが、それをロシアに及ばせないようにするべく、ロシア国家の強大化と国家統制を正当化し、ロシアの独自性あるいは特殊性を強調し、秩序と安定、そして制度よりも強い指導者に頼る心理を肯んじるものであるという²⁵⁾。

²³⁾ Зорькин В. Д. Россия и Конституция в XXI веке [Электронный ресурс] // Российская газета. — 13.07.2004. — URL: <https://rg.ru/2004/07/13/zorkin.html> (дата обращения: 13.02.2026).

²⁴⁾ 袴田茂樹「ロシアにおける国家アイデンティティの危機と『主権民主主義』論争」『ロシア・東欧研究』36号(2007年)11頁。

²⁵⁾ 袴田(2007年)11頁。

スルコフは、2006年2月7日²⁶と2007年6月22日²⁷に「主権民主主義」に関する講演を行っており、前者は政権与党「統一ロシア」の会議、後者はロシア科学アカデミー幹部会でそれぞれ行われた。

前者の「主権—競争力の政治的同義語」は、冒頭で、全ロシア的文明(*российская цивилизация*)をヨーロッパ文明の一部分として定義づけている点からも明らかのように、未だロシアの独自性を前面に押し出すような素振りを見せていない。その一方で、「主権」について、スルコフは以下のように述べている。

主権とは、一部の批評家が解釈しているように、私たちが小屋に閉じこもり、朝から晩までウォッカをあおり、扉に門をかけ、隣人を知らないことではない！主権とは、開かれていること(*открытость*)であり、世界に出ていくことであり、開かれた闘争に参加することである。私は、主権とは競争力の政治的同義語であると申し上げたい。

スルコフはこのように主張した上で、「ロシアは世界秩序の編成を決定する大国の一員であり続けるべきだ」と続ける。スルコフによると、リベラルな思想の中にはロシアは国際政治から手を引くべきだと主張するものがあるが、仮にロシアが国内政治に専念するならば、三方を大洋に囲まれているという地政学的特性ゆえに、他国による干渉を受けることになってしまうだろう。さらに、ロシアが国際政治から手を引き、国際的決定に影響を与えることをやめるならば、その決定はロシアにとって不利なものになる可能性が高くなるだろう。

以上のように、スルコフは国際秩序の中でロシアが「大国」として存立する必要があることを説いているが、これは1999年にエリツィンによって連邦大統領代行に指名されたプーチンが、2000年大統領選挙前夜に掲げていた公約「大国ロシアの復活」とも合致する。

他方で、スルコフは、国家主権を維持しなければならない理由のうち、「最もロマンティック」なものとして、「ロシア民族(*русские*)、ロシア国民(*россияне*)が既に500年間も«государствообразующий народ»であり、我々は国家性を当然のものとして受け入れてきたネーション²⁸である」ことを挙げている。なお、ここでの«государствообразующий народ»の意味は、2012年以降のそれとは大きく異なっている。2012年プーチン論文以降の«государствообразующий народ»は、もっぱらロシア民族(*русский народ*)と結びつけられた概念であるのに対して、ここでは、ロシア民族以外の非ロシア系諸民族も含まれる包摂的な概念であるロシア国民(*россияне*)を意味する概念として用いられている。それゆえに、ここでの«государствообразующий народ»は、「国家を形成する人民」と邦訳するのが妥当であろう。

このことから、2006年当時の「主権民主主義」論は「大国ロシアの復活」のみに向けられており、ロシ

²⁶ Сурков В. Ю. Суверенитет — это политический синоним нашей конкурентоспособности [Электронный ресурс] // Комсомольская правда. — 06.03.2006. — URL: <https://www.kp.ru/daily/23669/50644/> (дата обращения: 13.02.2026).

²⁷ Сурков В. Ю. Русская политическая культура: взгляд из утопии : лекция Владислава Суркова : материалы обсуждения в «Независимой газете». — М. : Издательство «Независимая газета», 2007. — С. 6–11.

²⁸ «мы нация, привыкшая к государственности» ここでの「ネーション(нация)」には、エスニックな意味合いは持たされていない。あえて邦訳するならば、「国民」となる。

ア民族主義、さらには西欧との差異を強調する主張を含むものではなかった。

しかし、2007年6月22日の講演「ロシア民族の政治的文化—ユートピアからの視点」の内容は、2006年のものとは毛色が大きく異なっている。スルコフは冒頭で、「ロシアの新たな民主主義秩序はヨーロッパ文明に端を発するが、同時にその非常に特殊全ロシア的なもの(весьма специфическая российская ее версия)である」とした上で、「民主主義秩序は、それが自然体である限り、すなわちナショナルなものである限りで存続可能である」と述べている。つまり、「ロシア民族的政治文化(русская политическая культура)を否定することなく、そこに属しており、それに反することなく、それとともに発展するのであれば」ロシアにおいて根付くことができるという。

他方で、スルコフは、「ロシア民族文化(русская культура)とは何か?」という点について、イワン・イリインの「ロシア民族文化は、全体の直観である」を筆頭に、スラヴ派論者の思想を挙げつつ、ロシア民族的文化意識は全体論的、直感的であり、西欧的な機械論的、還元主義的文化意識と一線を画しているとする。スルコフによると、西欧と異なる、ロシア民族文化に基づく全ロシア的政治実践(русская политическая практика)は、以下三点の特徴を有するという。

第一に、政治権力の中央集権化を通じた政治的一体性の希求。ロシアでは、歴史的に強力な中央権力が広大な領土を統合してきたと同時に、全体論的世界観は、ロシア民族文化がロシアの他の民族の文化と柔軟に交流を行うことを通じて、彼らの習慣の多様性を破壊することなく統合し、そして色彩豊かな共通の世界の一体性を維持することを可能ならしめてきた。さらに、大多数の国民は、強力な中央集権の存在を領土的、精神的そしてあらゆるロシアの一体性の維持を保証するものとしてみなしている。スルコフによると、現代ロシアの民主主義システムの中心に位置している大統領は、立法・行政・司法という三権のバランスを保証しており、そのバランスの崩壊と尚早な分権化は、常にロシアの民主主義を弱体化させるという。

第二に、政治的闘争の観念化。観念論はルースキー・ミールの発展過程で大きな役割を果たしてきた。これまでのロシアの歴史の中で喧伝されてきた「第三のローマ」や「第三インターナショナル」は、メシア的観念であった。現代ロシアにこのようなメシア的観念は不必要であるが、全ロシア的ネイション(русская нация)—ロシア国民—の使命は明確にする必要がある。国際秩序の中でロシアが果たすべき役割を決定することなく、自分たちが何者で、なぜここにいるのかを理解しない限り、国民の生活は不完全なものとなるだろう。ロシアが自身の特別な真理を追求し、自身の観念に従って生き抜くために、我々は力強く自立した行動をとらねばならない。スルコフによると、イワン三世以降のロシアの歴史は、知的独立と国家主権の現れであったという。

第三に、政治組織の人格化。ロシアでは、個人は制度を置き換えると言われており、個人は同時に制度である。プーチンの政権与党「統一ロシア」だけではなく、ロシア共産党のジュガーノフ、ロシア自由民主党のジリノフスキー、リベラル政党の「ヤブロコ」のヤ布林スキーに至るまで、10年以上の長きにわたって党首を務めている。スルコフによると、ロシアの全体論的世界観の下では、政党の綱領やプログラムは、

主としてカリスマ的個人のイメージを通して表現されるという。

以上のように、スルコフによる「主権民主主義」論は、2006年から2007年にかけて、国家主権と大国性を正当化する制度論的枠組みから、ロシア民族文化の特質を基礎づけとする文明論的枠組みへと重心を移していった。この変容は、ロシアを「民主主義国家の一類型」として位置づける試みから、ロシアを「文明的に特異な政治共同体」として自己規定する方向への転換を意味している。

この点で、2007年以降の「主権民主主義」論は、後の「国家—文明」概念を直接に導出するものではないものの、政治的ネイションの形成や民主主義など、西欧流のリベラルな普遍的諸価値を正面から論じることなく、国家の正統性を文化的・文明的特質へと接続するための言説的基盤を提供したと評価することができる。すなわち、「主権民主主義」論の内在的変容は、2012年に「国家—文明」概念が表舞台に出てくるための思想的条件を先取りしていたと言える。

2-3. 「国家—文明」概念とは？

アレクサンドル・ベルホフスキー(Александр Верховский)とエミール・パインによる研究によると、「文明」という概念が本来的に有する不確定性にもかかわらず、それはロシアの政治言説において広く用いられており、その機能の仕方は、多くの場合、従来エスニック・ナショナリズムが担ってきた役割と大きく重なっているという。すなわち、共通の歴史的・文化的本質に関する表象を通じて社会統合を図ること、また、自らの特別で固有の共同体を「他者」と対置することによって、集团的境界を画定するという機能である²⁹。このことから、2012年以降、ロシアが採用している「文明ナショナリズム」とは、ナショナリズムの基本原則——すなわち、人民(共同体)を政治的正統性の源泉であり、かつ政治システムの主要な主体であるともみなす考え方を——を、民族や国民ではなく、「文明」という超国家的・社会文化的共同体に適用するイデオロギーであると定義することができる。

ここで強調すべきは、「文明」は既存の国民国家の枠組みを超えて広がっており、その境界線が常に可変的であるという点である³⁰。すなわち、それは明確な法的・領域的境界によって画定されるものではなく、歴史解釈、文化表象、言語的帰属といった言説的操作を通じて、その都度再構成される集合体として把握される。このような特性ゆえに、「国家—文明」は、国民国家(「国家—民族(государство-нация)」)が有してきた排他性や硬直性を回避しつつ、社会統合および集团的境界の画定という機能を代替的に担いうる概念として機能するとされる³¹。

他方で、その可塑性は、想定される共同体の範囲を恣意的に拡張することを可能にし、結果として、より広範かつ可変的な「我々」と「他者」の区別を生み出す潜在力を内包している。この点は、本稿冒頭で触れ

²⁹ Верховский А. М., Пайн Э. А. Цивилизационный национализм: российская версия «особого пути» // Политическая концептология. — 2014. — № 4. — С. 24.

³⁰ Helge Blakkisrud, 'Russkii as the New Rossiiskii? Nation-Building in Russia after 1991', *Nationalities Papers*, vol. 51, no. 1, 2023, p.73.

³¹ Миллер А. Нация-государство или государство-нация? [Электронный ресурс] // Россия в глобальной политике. — 2008. — URL: <https://globalaffairs.ru/articles/nacziya-gosudarstvo-ili-gosudarstvo-nacziya/> (дата обращения: 13.02.2026).

た「2023年対外政策コンセプト」が、「ルースキー・ミール」を「文化・文明的共同体」として規定していることや、「2025年国家民族政策戦略」が「ロシア国家の歴史的領域」に言及していることと、明確に連続している。

2-4. 「国家一文明」概念の登場背景

「国家一文明」概念がロシアの公式言説において前景化した背景について、アンドレイ・ツィガンコフ (Andrei Tsygankov) は、ソ連解体後に生じた社会的・政治的緊張の累積過程に注目している³²。

ソ連解体以降、90年代には中央アジア諸国からの労働移民の増加に加え、北カフカース地域の不安定化が進行したことにより、ロシア国内の治安状況および社会的統合は大きな圧力にさらされることとなった。これと同時に、共産主義という旧来の支配的イデオロギーが崩壊した結果、国家を統合する理念的空白が生じた点も重要である。

2000年代を通じて、ムスリム系の域外移民および域内移民がさらに増加するにつれ、ロシア国家の一体性は一層脆弱なものとなった。その帰結として、各地で民族間衝突や暴動が頻発し、ロシア民族の間では、中央アジア、カフカース、中国などからの移民に対する強い反感や憎悪が広がっていった。労働移民の社会的統合が十分に機能しなかったことは、ロシア民族主義的言説の拡散を促し、移民の厳格な制限やロシア民族の再統合を主張する政治勢力の台頭を招いた。いわゆる「ナツ・デム(нацдем)」のアレクセイ・ナヴァリヌイ (Алексей Навальный) らも、こうした文脈の中で、クレムリンのみならず帝国主義的言説の双方に挑戦する立場をとるようになった。

このような緊張が顕在化したのが、2011年の反政府運動である。改竄が指摘された下院選挙に対する市民抗議運動に、ロシア民族主義団体が合流し、政府を「非民主的であり、ロシア民族の要求を軽視している」と批判した。この過程で、支配エリート内部においても、「近代化および西側との和解を支持する立場」と、「西側の破壊的なイデオロギーの影響を警戒する立場」との間で亀裂が生じた。

こうした内外の圧力に直面する中で採用されたのが、「国家一文明」という国家観である。この概念は、ロシア民族を国家の核心に据える点において、ロシア民族主義の論理を部分的に取り込む一方で、「ロシア民族の国民国家」として制度化する構想には明確に距離を置くものであった。プーチンは、民族主義的動員そのものには一貫して批判的であり、2011年の反政府運動を「非愛国的」なものと位置づけ、西側の政治的・規範的アジェンダがロシア社会に及ぼす影響を強く批判した。

この意味で、「国家一文明」概念は、パインが「上からの穏健的ナショナリズム」と評価していたように、ロシア民族主義を抑制・管理しつつ、同時に多民族国家としての統合を維持するための、調停的かつ防御的なイデオロギー装置として理解することができる。

³² Andrei Tsygankov, 'Crafting the State-Civilization: Vladimir Putin's Turn to Distinct Values', *Problems of Post-Communism*, vol. 63, no. 3, 2016, pp. 146-158.

2-5. 調停的概念としての「国家—文明」

前掲 2012 年プーチン論文の公開を皮切りに、当時のロシアの言論空間では、「文明ナショナリズム」という語が、ロシアの国家像を西欧的な国民国家モデルとは異なる枠組みで説明するための語彙として用いられ始めていた。そこでは、ロシアが市民的原理に基づく政治的ネーションの形成に成功していないという現実を前提として、国家の正統性や社会統合の根拠を、制度的民主主義ではなく歴史的・文化的連続性を基礎とする文明アイデンティティへと接続し直そうとする志向が、パインらを中心に批判的に指摘されていた³³。

このような用法は、「国家—文明」概念が、国民国家モデルの不全を正面から論じる代わりに、文明という上位の語彙を通じてそれを補完・迂回しようとする点にその特徴があることを示唆している。つまり同概念は、国家を多民族的・超領域的な政治共同体として把握しようとする志向と、ロシア民族を国家形成の中核に位置づけようとする志向との緊張関係を、文明という包括的枠組みの下で再構成する試みとして理解することができる。

この点について、マルレーヌ・ラリュエル(Marlène Laruelle)は、近年のロシアの国家観を、単一の民族主義あるいは帝国主義として把握することは不適切であると指摘しつつ、「文明—国家(civilization-state)³⁴」という枠組みを、その中核的要素の一つとして位置づけている。ラリュエルによれば、ロシアは、ロシア民族・ロシア語・ロシア民族文化を文明の中核に据える点において明確にロシア民族主義的要素を有する一方で、多民族的かつ国境を超えた文明圏を想定し、その歴史的連続性を根拠として領域的・政治的正統性を主張する点で、帝国的論理をも同時に内包しているという³⁵。

この意味で、「国家—文明」概念は、国民国家モデルと帝国モデルのいずれかに単純に還元されるものではなく、原理的には緊張関係にある二つの要素を、「文明」という上位の語彙の下で調停・再構成しようとする概念として理解されるべきである。すなわち、民族主義的統合原理を基軸として国内秩序の再編を図ると同時に、その言説を対外的自己規定の水準へと拡張する枠組みであり、帝国主義的要素は、ロシアを文明の中心として位置づけ、その価値秩序の及ぶ空間を規定する原理として機能する。

もっとも、「国家—文明」は、明確に定義がなされた理論的概念というよりも、特定の政治的・歴史的文脈の中で形成され、政策言説や公式文書を通じて次第に制度化されてきた実践的概念である。したがって、「国家—文明」は、現代ロシアにおける国民国家形成の不全を克服する理論ではなく、それを内外両面から補完・迂回するための特有の政治的・文明論的構想として位置づけることができる。

2-6. 「国家—文明」概念に含まれるもの：一試論

³³ Паин Э. А. Указ. соч.

³⁴ 「国家—文明(государство-цивилизация)」は、英訳すると“state-civilization”となる。なぜ、ラリュエルがそう表記しなかったのかはよく分からない。

³⁵ Laruelle, Marlène. *Russia's Ideological Construction in the Context of the War in Ukraine*. Paris: Institut français des relations internationales (IFRI), 2024.

それでは、「国家一文明」という国家観を構成する「ロシア民族主義的国家観」と「帝国主義的国家観」とはそれぞれいかなるものであり、両者はいかなる形で同一の国家観の内部に組み込まれているのだろうか。この論点については、筆者自身による研究がなお端緒にあるため、ここでは、浜由樹子の先行研究を手がかりとして、整理をしておきたい。

浜は、2022年2月24日以降続く、ロシアによるウクライナ侵攻の思想的背景を探る過程で、開戦に関する三つのプーチン演説（2022年2月21日、2月24日、2022年9月30日）は、「『西側³⁶』批判」、「『ルーシの民』の一体性」、「多民族国家としてのロシア」、「『大祖国戦争』再来の演出」、「『伝統的価値』の守り手」という、五つのイデオロギーから構成されていると主張する³⁷。この中で、とりわけ本稿の主題と関連するのは、「現代ロシアの自国像は、『スラヴの一体性』を内包する『ユーラシアの国家』であり、『ヨーロッパの大国』でもあって、そのことが『独特な文明をもつ国家』たらしめている³⁸」という指摘である。

2-6-1. ロシア民族主義的国家観

第一に、「スラヴの一体性」または「『ルーシの民』の一体性」について検討する。浜によると、プーチンはロシアとウクライナとの一体性を論じる際、「ルースキー(русский)」という語を、しばしば「民族」概念流入以前の「ルーシの」という意味で使っているという。

このような語法は、ノーベル文学賞を受賞したロシアの著名な作家アレクサンドル・ソルジェニーツィン(Александр Солженицын)の主張にも見られ、彼は「ロシア、ウクライナ、ベラルーシが同じ起源を有する『ルースキー』である」と論じていたという。さらに、「在外同胞」に対する一連の国家政策の文脈でしばしば言及される「ルースキー・ミール」も、2001年にプーチンが演説の中で言及して以降、その意味内容は徐々に変化しており、2014年3月の「クリミア併合」以降は、旧ソ連地域の「ロシア人(民族的ロシア人・ロシア語話者・自らをロシア人とみなす者)」を束ねる概念としての意味を強めているという³⁹。

これらの見解について、以下で若干補足しておきたい。

まず、現代ロシア法・政治分野における「ルースキー(русский)」の用法について。ラリュエルも指摘するように、「ルースキー」は、「『ロシア』の言語的、民族的定義と理解され」、「自身を少数民族集団に属するとは考えていない人々すべてを民族的ロシア人として特定するだけでなく、この単語のずっと古い意味では、東スラヴ民族の統合体を指し示しとする」、多義的な用語である⁴⁰。しかし、「国家一文明」概念の根幹をなす「国家を形成する民族としての『ルースキー』民族(русский народ как государствообразующий)」

³⁶ 浜によると、一般的に「西側」とは冷戦期の自由主義・資本主義陣営を指すが、その範囲は文脈により揺れ動く。プーチン政権では、北米を含む価値観輸出型の「西側」と、経済的結びつきを基礎とする大國間秩序としての「ヨーロッパ」とが区別され、ロシアは前者には属さない存在として自己定位されるという。(浜由樹子『ネオ・ユーラシア主義—「混迷の大国」ロシアの思惑』河出新書(2025年)257頁)

³⁷ 浜由樹子「ウクライナ侵攻のイデオロギー—5つの構成要素とその背景—」『ロシア・東欧研究』51号(2022年)41-56頁。

³⁸ 浜(2025年)255頁。

³⁹ 浜(2022年)46-48頁。

⁴⁰ マルレーヌ・ラリュエル(浜由樹子訳)『ファシズムとロシア—過去・現在・未来』、東京堂出版(2019年)269-272頁。

という場合、ここでの「ルースキー」は、広義の定義「東スラヴ三民族」を採るべきではないと思われる。

この有力な証左の一つとして、統一ロシア所属の重鎮国家会議議員で、90年代より在外同胞支援政策分野に携わり続けているコンスタンチン・ザトゥーリン(Константин Затулин)が2021年と2022年に提出した二法案⁴¹と、それに対する彼自身のコメントが挙げられる。

ザトゥーリンは、2010年改正「在外同胞に対するロシア連邦の国家政策に関する法律」1条が定める「在外同胞」の定義のうち、3項⁴²が定める「歴史的にロシア連邦領土に居住する諸民族に属する者とその子孫」の精緻化を主張していた。法案では、その要件に含まれる類型として、「国家を形成する民族(ロシア民族)」、「国家を形成する民族と歴史的運命そして文化を共にする、ベラルーシ民族、ウクライナ民族」「ロシア国内の共和国基幹民族」「ロシア国内の先住民族」「ロシア国内に歴史的に居住するその他の民族」が列挙されていた。

ザトゥーリンは、「コムソモーリスカヤ・プラウダ」紙によるインタビュー⁴³の中で、「誰が『在外同胞』であると主張できるか?」という質問に対して、「第一に歴史的にロシアの領土に居住している民族である。我々は、ウクライナ民族とベラルーシ民族の双方について書いている。これらは同じルーツを持つ民族ある。共通の信仰、文化、言語の近さにより我々と結ばれている。最も重要なのは、出自なのである。」と主張していた。さらに、「スラヴ系民族以外も含まれるのか?」という質問に対して、「我々は、タタール民族、ヤクート民族、アディゲ民族など、ロシア以外に祖国を持たない民族について言及している。ロシア連邦には中央アジアやカフカースの共和国は含まれておらず、ソ連で共に暮らし、ソ連崩壊後に独自の国家を形成した諸民族を我々の同胞とみなすことはできない。また、彼らは原則、『歴史的にロシアに居住している諸民族』に属さない」と主張していた。

ザトゥーリンが提出した法案は、結果として成立には至らなかったものの、その内容および彼自身の発言は、現代ロシアにおける「在外同胞」概念、ひいては「国家を形成する民族としての『ルースキー』」概念の射程を理解する上で、きわめて示唆的である。すなわち、ここで想定されている「国家を形成する民族」としてのロシア民族は、ロシア国家の形成の歴史に直接的に結び付けられた民族集団として位置づけられている⁴⁴。

確かに、「ルースキー」概念が多義的であり、プーチンやその周辺の公式言説において文脈に応じて柔軟に用いられていることは否定できない。しかし、以上の整理を踏まえると、「国家—文明」概念の中核をな

⁴¹ 詳細は、前掲拙稿(2023)31-33頁参照。

⁴² 「ロシア連邦の領土の外に居住する者で、原則として歴史的にロシア連邦領土に居住する諸民族に属しており、ロシア連邦との精神的、文化的、法的な関係性のために自由な選択を行った者で、その直系親族がロシア連邦領土に居住していた者とその子孫」

⁴³ «Константин Затулин: Хотим узаконить понятие „репатриация“ — это коснется миллионов» [Электронный ресурс] // Комсомольская правда. — 27.01.2022. — URL: <https://www.kp.ru/daily/27357.5/4537889/> (дата обращения: 13.02.2026).

⁴⁴ 2020年3月16日にロシア連邦憲法裁判所が公表した「意見(заключение)」においては、憲法改正後の68条1項が、ロシア国家の歴史的形過程におけるロシア民族(русский народ)の役割についての客観的認識に立脚するものであることが、明文で示されていた。(参照: Заключение Конституционного Суда Российской Федерации о соответствии положениям глав 1, 2 и 9 Конституции Российской Федерации не вступивших в силу положений Закона Российской Федерации о поправке к Конституции Российской Федерации совершенствовании регулирования отдельных вопросов организации и функционирования публичной власти; а также о соответствии Конституции Российской Федерации порядка вступления в силу статьи 1 данного Закона в связи с запросом Президента Российской Федерации от 16 марта 2020 г. N 1-3.)

す「ルースキー」は、単なる文化的・歴史的帰属を示す用語ではなく、国家の構成原理を規定する民族概念として機能していると理解すべきであろう。

すなわち、「国家を形成する民族としての『ルースキー』」は、ロシア連邦国家の歴史的形成において中心的役割を担ってきた主体として位置づけられ、そのことを通じて、他の民族集団に対する統合の基準を提供している。このように、「国家—文明」概念におけるロシア民族主義的国家観は、「国家を形成する民族」としてのロシア民族を基軸としつつ、国内外の諸民族を差異化し、「我々」と「他者」とを区分する構造を内包している。

次に、ロシア民族主義的国家観を思想的に支えていると考えられる構想について、予備的に整理しておきたい。未だ研究の途上にあるため確定的な評価は差し控える必要があるが、プーチンの論文や演説において繰り返し言及されている点に鑑みれば、イワン・イリインの思想は、現代ロシアの国家観形成に一定の影響を及ぼしていると考えられる⁴⁵。

この点に関連して、イリインの国家観は、ソルジェニーツィンの国家観とも、重要な共通性を有している。両者は、思想形成の時代背景や表現形式こそ異なるものの、革命後のソ連体制を批判的に捉え、ソ連からの亡命という経験を通じてロシア国家の歴史的連続性と精神的統一を強調した点において一致している。とりわけ、ロシア民族を国家の中核的主体として位置づけつつ、ウクライナ民族およびベラルーシ民族を、同一の歴史的・精神的起源を共有する存在として把握する構図は、両者に共通して見出される。

また、ソルジェニーツィンが、ロシア・ウクライナ・ベラルーシを同じ「ルーシ」の歴史的共同体に属するものとして捉え、その精神的・文化的一体性を強調した点は、イリインが構想した国家の精神的統合という発想とも親和的である。いずれにおいても、国家は単なる法的・制度的枠組みとしてではなく、歴史・文化・信仰によって結び付けられた共同体として理解されており、近代的国民国家モデルにおける形式的平等や市民的契約関係は、必ずしも国家の基礎原理として重視されていない。

このように、イリインとソルジェニーツィンの思想は、それぞれ独立した思想史的文脈を有しつつも、ロシア民族を国家の精神的・歴史的の中核とみなす点において重なり合っている。そして、プーチンが両者の言説を選択的に引用してきたことは、「国家—文明」概念が、こうした亡命知識人によるロシア民族主義的国家観を一つの思想的資源として再編成したものであることを示唆している。

2-6-2. 帝国主義的国家観

第二に、ロシアが自らを「ユーラシアの国家」であり、かつ「ヨーロッパの大国」であると捉えてきた点について検討する。

前節で検討してきたロシア民族主義的国家観は、ロシア民族を国家の精神的・歴史的の中核として位置づけ

⁴⁵ イリインの国家思想に触れた英語文献としては、Timothy Snyder, *The Road to Unfreedom: Russia, Europe, America*, Tim Duggan Books, 2018.がよく知られている。邦語文献としては、日本経済新聞前モスクワ支局長の石川陽平による『プーチンの帝国論：何がロシアを軍事侵攻に駆り立てたのか』日本経済新聞出版（2024年）がある。

る点に特徴があったが、「国家一文明」概念は、これにとどまらず、こうした精神的統合の論理を空間的・領域的次元へと拡張する構想をも内包している。この点において、「国家一文明」概念は、単なる民族中心主義的国家観ではなく、ロシア国家の正統性をその歴史的展開と領域的広がり求める、帝国主義的国家観とも接合していると考えられる。

帝国主義的国家観をめぐる先行研究として、1990年代以降のロシアで勃興したいわゆる「ネオ・ユーラシア主義」を取り上げることができる。同潮流は、ロシアを単なるロシア民族の国民国家としてではなく、「ユーラシアの多民族国家」として捉え、その文明的独自性を強調する点に特徴がある。なかでも、アレクサンドル・パナーリン(Александр Панарин)は、ネオ・ユーラシア主義を代表する論者の一人として位置づけられている。以下では、ネオ・ユーラシア主義に関する前掲・浜(2025)の整理を踏まえ、その147頁以下の記述を要約して示す。

パナーリンの国家観は、サミュエル・ハンチントンの文明の衝突論を一定程度下敷きとしつつも、その結論においては明確な差異を有している。すなわち、文明を国際政治の主要な分析単位として捉える点ではハンチントンと共通するものの、文明間の対立を不可避なものとはみなさない点に、パナーリンの独自性がある。彼にとってロシアは、「ロシア人の民族国家」ではなく、アイデンティティの中核を東方正教に置きつつも、イスラームをはじめとする異なる宗教・文化を、いわば「国家内国家」のような形で内包してきた、超民族的な多民族文明国家である。

このような文明観においては、あらゆる民族集団が完全な自決権を有するというモデルは想定されていない。むしろ、民族的差異を超えた文明的統合が優先される点に、パナーリンの国家観の特徴が見出される。彼がしばしば言及する「ロシア・ウクライナ・ベラルーシから成る東スラヴ三民族の同盟」という構想も、単なるパン・スラヴ主義的統合を意味するものではない。パナーリンによれば、ロシアが内包する正教文明とイスラーム文明との衝突を不可避なものとして認めるならば、ロシア国家そのものの解体もまた不可避となる。そのため彼は、正教のみに立脚する排他的なパン・スラヴ主義には否定的であり、ユーラシア文明の安定のためには、正教文明とイスラーム文明との間に一定の「暫定的協定」が必要であると論じている。

この意味において、パナーリンが念頭に置く「ユーラシアの帝国」としてのロシア文明の空間的射程は、おおむね旧ソ連の外縁と重なっていると理解することができる。ここで想定されている帝国は、単一民族による支配体制ではなく、複数の文明要素を内包しつつ、それらを調停する超民族的枠組みとして構想されている。

さらにパナーリンは、文明を構成する要素として二つの次元を区別している。一つは、差異を有する個別の民族集団を超民族的な総体へと統合する「偉大な文芸・文化」であり、もう一つは、「小さな故郷」への帰属感に根ざした実存主義的感情をもたらす「口承文芸」である。彼によれば、偉大なロシア語やロシア文化のみを一方向的に強調することは不毛であり、ローカルな諸文化との共存関係を実現することこそが、多民族から成る「ロシア・ユーラシア」文明に求められる条件である。このような文明観は、アメリカ主導に

よる「西側」化への批判とも結び付いている。パナーリンは、「ヨーロッパ」と「西側」を区別しつつ、後者が掲げる普遍主義的価値観の押し付けに対して批判的立場を取っている。

なお、ツィガンコフは、パナーリンをロシア思想史上の「スラヴ主義 (Slavophile)」の系譜に分類している⁴⁶が、この位置づけが妥当であるかについては、なお検討の余地がある。

2-6-3. 調停システム

最後に、「ロシア民族主義的国家観」と「帝国主義的国家観」という、一見すると相互に緊張関係にある二つの国家観を、いかにして同一の枠組みの中に調停しようとする構想が存在するのかについて、簡単に触れておきたい。この点に関して注目されるのが、2010年代以降のロシアにおいて影響力を持つ思想潮流の一つである、いわゆる「紅白運動(красно-белое движение)」である。

この潮流の中核をなす思想的拠点として知られているのが、「イズボルスキー・クラブ(изборский клуб)」で、その代表的論者の一人がアレクサンドル・プロハーノフ(Александр Проханов)である。プロハーノフは、ソ連的要素を含む国家中心主義的・帝國的構想と、ロシア正教を中核とする民族・精神的統合論とを対立的に捉えるのではなく、むしろ両者を統合すべきものとして構想してきた点に特徴がある⁴⁷。

プロハーノフの議論においては、ロシアのナショナル・アイデンティティは、正教に基づく精神的・民族的共同体としての側面と、ユーラシア空間に展開する多民族的・帝國的文明としての側面とを併せ持つものとして理解されている。すなわち、「正教的文明論」と「ユーラシア主義的文明論」は相互に排他的なものではなく、むしろロシアという「国家一文明」を構成する二つの不可欠な要素として接合されるべきである、という立場である。

こうした構想は、「Русские стратегии」(2013年)、「Русская доктрина」(2016年)、および「Доктрина Русского Мира」(2016年)などにおいて体系的に示されている。これらの著作では、ロシア民族は国家の精神的中核として位置づけられる一方、その国家的使命は、旧ソ連空間を含むユーラシア的文明圏全体に及ぶものとして構想されており、ロシア民族主義的国家観と帝国主義的国家観とを同時に正当化する理論的枠組みを提示している。

この意味において、プロハーノフおよびイズボルスキー・クラブに代表される思想潮流は、「国家一文明」概念の内部において、「民族」と「帝国」、「宗教・歴史・文化的価値の共有に基づく精神的一体性」と「領域的広がり」という二つの論理を結び付ける調停的構想の一例として位置づけることができよう。ただし、こうした構想が2012年以降の公式言説や制度設計の中でいかなる形で取り込まれ、あるいは選別されているのかについては、今後さらに検討を要する課題である。

⁴⁶ Andrei P. Tsygankov, *The "Russian Idea" in International Relations: Civilization and National Distinctiveness*, London and New York: Routledge, 2023, pp.79-84.

⁴⁷ Ibid., p.40; Andrei P. Tsygankov, "Uses of Eurasia: The Kremlin, the Eurasian Union, and the Izborsky Club," in Mikhail Suslov and Mark Bassin (eds.), *Eurasia 2.0: Russian Geopolitics in the Age of New Media*, Lanham and New York: Lexington Books, 2016, pp.79-84; Marlene Laruelle, 'The Izborsky Club, or the New Conservative Avant-Garde in Russia', *The Russian Review*, vol. 75, no. 4, 2016, pp. 626-644.

3. まとめと今後の課題

本稿では、2012年以降のロシアの公式言説にて前景化してきた「国家一文明」概念を手がかりとして、ソ連解体後のロシアにおける国家観の変容を予備的に検討してきた。とりわけ、国際関係論・地政学、ナショナリズム論、地域研究といった先行研究の整理と、国民統合政策の展開過程の分析を通じて、「国家一文明」概念が突如として出現した理念ではなく、ポスト・ソヴィエト時代に累積してきた国家建設上の困難に対する一つの応答として形成されてきたことを明らかにした。

ソ連解体後のロシアにおいては、「西欧化」「帝国」「大国」といった複数の国家像が併存し、また国家主義的ナショナリズムと民族主義的ナショナリズムが交錯する中で、国民統合の原理は一貫して不安定な状態に置かれてきた。1990年代初頭には市民的国民形成が志向されたものの、「在外同胞」問題、国内の多民族的構成、領域的一体性への懸念といった要因により、その路線は次第に後退し、2000年代以降は国家安全保障や地政学的計算と結びついた選別的な国民拡張と統合が進められてきた。

このような文脈の中で登場した「国家一文明」概念は、政治的ネイションの形成という課題を正面から解決するものではなく、それを文明的帰属という別の次元へと転位させることによって、国内外における包摂と排除の枠組みを再編成する国家観として機能していると理解できる。すなわち同概念は、ロシア民族を国家形成の中核に位置づける民族主義的要素と、多民族的・超領域的な政治共同体を想定する帝國的要素とを、文明という上位概念の下で調停・接合する試みであり、その可塑性ゆえに、国民国家モデルに代わる統合原理として一定の動員力を有してきた。

もっとも、「文明」という概念が本来的に有する曖昧さは、同時にその政治的危うさの源泉ともなっている。「国家一文明」は、明確な法的・制度的境界に基づく国民概念を回避することによって、状況に応じた柔軟な境界設定を可能にする一方で、想定される「我々」の範囲を恣意的に拡張しうる潜在力を内包している。この点は、「ルースキー・ミール」や「ロシア国家の歴史的領域」といった語彙を通じて、対外的自己規定や領域認識と結びつけられている点において、とりわけ重要な検討対象となる。

本稿は以上のように、「国家一文明」概念をめぐる基本的構図と問題関心を整理することを目的とする、予備的考察にとどまる。

ただし、トールが2017年時点でロシアの主流を「強力なロシア（大国主義的・実利主義的国家観）」へと収斂する傾向として捉え、またコルステが近年のロシア・ナショナリズムを「エスニック・コア」方向への移行(ethnification)として描いた点については、近年の国民統合政策および公式言説の変化を踏まえるならば、そのままでは十分に説明しきれない。

というのも、2010年代以降に前景化した「国家一文明」概念は、国家の自己規定を単なる勢力圏維持や安全保障上の実利へ還元するのではなく、ロシア語・ロシア文化を基軸とする「文明的固有性」や「文化（文明）コード」、さらには「歴史的領域」といった語彙を通じて、国内統合と対外的自己規定を同一の枠組みに接続し直す志向を伴っているからである。加えて、国家を形成する民族としてのロシア民族の明示といった「中心化」は進行しているものの、それは直ちに民族国家化（＝排外的なエスニック・コア国家）へ帰結するというより、むしろ多民族国家という形式を保持したまま、超領域的な文明圏を想定し得る枠組みへと再編されている。この点で「国家一文明」は、「大国主義への収斂」や「エスニック・コアへの単純収斂」とは異なる次元で、国家観の再構成を示している。

今後の課題としては、第一に、「国家一文明」概念がいかなる思想的資源——スラヴ主義思想、ネオ・ユーラシア主義、ロシア正教思想、20世紀ロシア亡命思想など——を参照しつつ形成されてきたのかを、思想史的観点からより精緻に検討する必要がある。第二に、「国家一文明」概念が、公式文書や政策言説のみならず、学術言説や知識人の議論の中でいかに受容・変容されてきたのかを追跡することも重要であろう。

これらの作業を通じて初めて、「国家一文明」が単なる政治的スローガンなのか、それともロシアの国家観を構成する持続的な思想的枠組みなのかを、より厳密に評価することが可能になると考えられる。

